

# 秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱

令和7年度

秋田県 農林水産部 農山村振興課  
農地整備課  
建設部 下水道マネジメント推進課

## 秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱を次のように定める。

### （補助金及び交付金等交付対象事業等）

第1条 秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の交付の対象とする事業（以下「補助事業等」という。）及び補助金等の率又は額は別表第1に定めるとおりとする。

### （交付申請書）

第2条 財務規則第247条に規定する補助金等の交付申請は、補助金等交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 経費の配分及び事業計画の概要（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 数人が共同で施行する補助事業にあつては、代表者選任届（様式第4号）

(4) 県単土地改良事業で市町村が間接補助事業者となる場合にあつては、市町村の補助金交付規則、要綱等の写

(5) その他知事が必要とし提出を求める書類

3 第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときには、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

### （交付の条件）

第3条 財務規則第249条に規定する「交付の目的を達成するために必要な条件」とは、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 補助金等を他の目的に使用しないこと。

(2) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(7) 補助事業等に要する経費の配分及び補助事業等の内容を変更（別表第2に掲げる重要な変更）するとき

(4) 補助事業等を中止し又は廃止するとき

- (ウ) 補助事業等を他の者に継承させるとき
- (3) 国の交付金を財源とする補助事業等にあつては、第1項(2)の規定による知事の承認は、各交付金の趣旨に沿って行うものとする。
- (4) 当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業等終了の翌年度から起算して8年間整理保管しておくこと。
- ただし、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第5号)及びその他関係書類を整備保管しておくこと。
- (5) 基盤整備促進事業費補助金、農村総合整備事業費補助金、高収益作物関連支援事業費補助金に係る補助事業者は、当該事業の施行に係る受益地の全部又は一部を当該事業の完了の公告の日(その公告において工事の完了の日がしめされたときは、その公告の日)の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用し、又は開田した場合にはその転用もしくは開田した農地が小規模及び農林省農地局長通達(昭和44年5月24日44農地A第827号、昭和45年7月4日45農地A第1087号)に定める場合を除き、県から受けた補助金のうち10a当たりの補助金の額(補助金の額、又は受益地の面積が変更された場合には、別に通知する金額)の受益地のうち農地以外に転用し、又は開田した面積に相当する数を乗じて得た金額に相当する額を県に返還しなければならないこと。
- なお、県単土地改良事業費補助金については、この規定に準ずる。
- (6) 財務規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)及び要綱の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- (7) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金等交付の目的にしたがって、その効率的な運営を図ること。なお、この財産について、事業計画と異なる形態での使用や貸し付け等の財産処分を行う場合は、その理由書(任意様式)により知事に協議すること。
- (8) 前号の財産で1件の取得価格が50万円を超える財産については、耐用年数期間内に知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあつたときは、知事に当該収入の一部を納付させることがあること。
- (9) 補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止された場合において、当該事業により取得した工事材料その他の物件が残存するときは、遅滞なく品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けること。
- (10) 市町村以外の事業主体がその代表者を変更したときは、遅延なく代表者名義変更届(様式第6号)を知事に提出すること。

#### (交付決定通知)

第4条 財務規則第250条による補助金等交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第7号)によるものとする。

### **(着手(完了)届)**

第5条 補助事業等を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業者が当該事業に着手又は完了したときは、遅滞なく着手(完了)届(様式第8号)を提出するものとする。

ただし、別表第3に掲げる補助事業について、事業の効果的な実施を図るうえで、緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要があり、当該事業について事業の内容が的確である場合には、事業実施主体は、あらかじめ知事に適正な指導を受けて、その理由を明記した交付決定前着手届または交付決定前着工届(様式第24号)を提出したのちに着工するものとする。

### **(事業計画内容変更等の承認申請)**

第6条 第3条第1項第2号(ア)及び(イ)の規定による承認の申請は、変更承認申請書(様式第9号)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 経費の配分及び事業計画の概要(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) その他知事が必要とし提出を求める書類

3 第3条第1項第2号(ウ)の規定による事業承継の承認申請は、事業承認申請書(様式第10号)によるものとし、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 収支予算書(譲渡事業のみ)

(2) 議決を得たことを証する書面

### **(変更交付決定通知)**

第7条 財務規則第252条による変更交付決定の通知は、補助金等変更交付決定通知書(様式第11号)によるものとする。

### **(状況報告)**

第8条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等状況報告書(様式第12号)により補助金等交付の決定に係る年度の12月31日現在における当該事業の遂行状況を翌月10日まで報告するものとする。ただし、概算払請求書の提出のあったものはこれにかえることができる。

2 地方事務費及び補助金等交付の決定に係る年度の12月31日以前に完了した事業については報告を要しないものとする。

### **(補助金等の概算払等)**

第9条 財務規則第258条第2項及び第3項の規定による概算払及び第4項の規定による前金払をすることができる補助金等の種類、概算払又は前金払の限度額及びその交付時期は別表第4に定めるものとする。

- 2 概算払又は前金払を受けようとする者は、補助金等概算（前金）払申請書（様式第13号）及び請求書（様式第14号）を提出するものとする。

#### **(実績報告)**

第10条 財務規則第255条の規定による補助事業等の実績の報告は、実績報告書（様式第15号）により、事業完了の日から起算して10日を経過した日、又は、事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 経費の配分及び事業実績の概要（様式第2号）
- (2) 請負及び竣工検査調書（様式第16号）、地区別検査調書（様式第16号-2）
- (3) 収支精算書（様式第17号）
- (4) 財産調書（様式第18号）
- (5) その他知事が必要とし提出を求める書類

- 3 第2条第3項ただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

- 4 第2条第3項ただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定したときには、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金にかかる消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）により速やかに知事に提出し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### **(補助金等の請求)**

第11条 補助金等の請求は、請求書（様式第14号）により行うものとする。

#### **(補助金等の額の確定)**

第12条 財務規則第256条の規定により補助金等の額を確定し、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、補助金等確定通知書（様式第20号）により通知するものとする。

#### **(増築等に伴う手続き)**

第13条 補助事業者は、補助事業で取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届（様式第25号）により、知事に届け出るものとする。

#### (財産の処分の制限及び財産取得の報告書等)

- 第14条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けないと処分することのできない財産は1件の取得価格が50万円を超える財産とする。ただし、当該補助事業等の完了後「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。
- 2 1件の価格が50万円を超える備品を取得するときは、財産購入承認申請書(様式第21号)によるものとする。
  - 3 補助事業等により取得した財産を、目的外に利用するときは、財産目的外利用承認申請書(様式第22号)によることとし、申請にあたっては事前に協議するものとする。
  - 4 本条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第23号)によることとし、申請にあたっては事前に協議するものとする。
  - 5 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)のいずれか高い金額に、補助率を乗じて得た額の納付を命ずることができる。
  - 6 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による取り壊し又は廃棄の場合は、適用しない。

#### (提出書類の経由)

- 第15条 この要綱により知事に提出する書類は、事業施行地区を管轄する地域振興局を経由させるものとする。

#### (読み替え規定)

- 第16条 別表第5に掲げる補助金については、本要綱第2条から第10条第2項中、知事を所轄地域振興局長と、様式第1号から第18号、及び第20号から第22号中、秋田県知事を地域振興局長と読み替えるものとする。

#### (その他)

- 第17条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年7月31日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年8月17日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年12月28日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年2月14日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 10 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

- 1 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。
- 1 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 3 この要綱は、令和2年5月28日から施行する。
- 1 4 この要綱は、令和2年10月8日から施行する。
- 1 5 この要綱は、令和2年10月28日から施行する。
- 1 6 この要綱は、令和2年11月10日から施行する。
- 1 7 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 1 8 この要綱は、令和3年7月7日から施行する。
- 1 9 この要綱は、令和3年10月8日から施行する。
- 2 0 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 1 この要綱は、令和4年6月21日から施行する。
- 2 2 この要綱は、令和4年10月6日から施行する。
- 2 3 この要綱は、令和4年12月22日から施行する。
- 2 4 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
- 2 5 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 6 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 7 この要綱は、令和7年10月3日から施行する。
- 2 8 この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

別表第1 補助金の名称等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業		補助率又は額		補助金の交付対象者	摘要
		事業名	採 択 基 準	国	県		
41 中山間地域等直接支払推進交付金	中山間地域等直接支払交付を適正に実施するための支援	1 市町村推進事業 2 推進組織推進事業	日本型直接支払推進交付金実施要綱・要領に定める基準による。	定額		1 市町村 2 推進組織	事業開始 H12年度
42 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	土地改良事業の推進	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費	土地改良事業団体連合会が行う、基幹水利施設保全管理技術向上研修事業に要する経費。	事業費の50%	事業費の50%	土地改良事業団体連合会	事業開始 H28年度
43 中山間地域所得向上支援事業費補助金	収益性の高い農産物の生産や販売等に必要経費に対する支援	中山間地域所得向上支援事業	中山間地域所得向上支援対策要綱、同要領に定める基準による。	1/2以内		市町村	事業開始 H28年度
44 里地里山保全活動支援事業費補助金	里地里山の保全・継承の促進	1 里地里山のサポート活動支援事業	里地里山保全活動支援事業事業実施要領に定める基準による。		1 定額 (上限500千円)	認定地域の農業者等で組織される団体又は市町村又は土地改良区	事業開始 H29年度
45 農泊ビジネス起業支援補助金	県内で、農家民宿など農泊ビジネスを起業する際の施設改修費等を支援	農泊ビジネス起業支援事業	農泊ビジネス起業支援事業の実施要領に定める基準による。		1/2以内 (上限500千円)	秋田県で農泊ビジネスを起業しようとする者	事業開始 H29年度
46 高収益作物関連支援事業費補助金	土地改良事業の促進	1 高収益作物導入計画策定事業	高収益作物導入計画策定事業実施要領に定める基準による。	1 定額 -	- 定額 (上限150千円)	市町村又は土地改良区	事業開始 H30年度
		2 高収益作物関連支援事業	高収益作物関連支援事業実施要領に定める基準による。	2 ハード事業 事業費の50%以内(6法指定地域は55%) ソフト事業 定額又は事業費の50%以内(6法指定地域は55%)	- ハード事業 事業費の20%以内	市町村又は土地改良区等	

## 別表第2 重要な変更

補助金等の名称	事業名	経費の配分の変更	事業内容の変更
35 土地改良区区域拡大支援事業費補助金	農業水利管理体制強化支援事業 (土地改良区区域拡大支援事業)	事業に要する経費の増減	区域拡大の面積の変更
36 中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金	事業に要する経費の増減	
37 中山間地域等直接支払推進交付金	市町村推進事業 推進組織推進事業	事業に要する経費の増減	
38 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	補助事業に要する経費の増減	
39 中山間地域所得向上支援事業費補助金	中山間地域所得向上支援事業	補助事業に要する経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止
40 里地里山保全活動支援事業費補助金	1 里地里山のサポート活動 支援事業	補助事業に要する経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止
41 農泊ビジネス起業支援補助金	農泊ビジネス起業支援事業	事業に要する経費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止
43 高収益作物関連支援事業費補助金	1 高収益作物導入計画策定事業 2 高収益作物関連支援事業	1 地区相互間の経費の額の流用 2 交付対象事業者の名称の変更 3 定額・定率の相互間の流用	1 総事業費の20パーセント以上の増減 2 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
44 土地改良施設突発事故復旧事業費補助金	土地改良施設突発事故復旧事業 (補助)	1 事業に要する経費の30%を超える増減	1 計画の中止又は廃止
45 団体営農業水路等長寿命化事業費補助金	団体営農業水路等長寿命化事業	1 都道府県毎の交付金の額の変更	1 計画の廃止 2 計画の期間の変更 3 計画の目標の変更 4 交付対象事業の全体事業費の30パーセント以上の増減 5 交付対象事業の新設又は廃止

別表第3 交付決定前着工又は着手ができる補助金等の種類

別表第3 交付決定前着工又は着手ができる補助金等の種類

補助金等の名称	補助事業の種類	補助事業者	摘要
1 多面的機能支払推進交付金	多面的機能支払推進交付金	市町村又は推進組織	様式第24号(その1)
2 中山間地域等直接支払推進交付金	1 市町村推進事業 2 推進組織推進事業	1 市町村 2 推進組織	様式第24号(その2)
3 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業	団体営戦略作物生産拡大基盤整備促進事業	市町村又は土地改良区	様式第24号(その3)
4 基盤整備促進事業費補助金	基盤整備促進事業	市町村その他知事が適当と認める者	様式第24号(その4)
	地形図作成事業	・市町村 ・土地改良区	
	農地耕作条件改善事業(簡易型)	市町村・土地改良区又は農地中間管理機構等	
5 土地改良事業設計費補助金	調査設計事業	市町村その他知事が適当と認める者	様式第24号(その5)
6 農業集落排水事業費補助金	農業集落排水事業	市町村	様式第24号(その6)
7 中山間地域所得向上支援事業費補助金	中山間地域所得向上支援事業	市町村	様式第24号(その7)
8 里地里山保全活動支援事業費補助金	1 里地里山のサポート活動支援事業	認定地域の農業者等で組織される団体 市町村 土地改良区	様式第24号(その8)
9 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	土地改良事業団体連合会	様式第24号(その9)
10 土地改良区施設・財務等管理強化支援事業費補助金	土地改良区施設・財務等管理強化支援事業	土地改良事業団体連合会	様式第24号(その10)
11 土地改良区統合整備促進事業費補助金	土地改良区統合整備促進事業	統合整備対象土地改良区	様式第24号(その11)
12 農泊ビジネス起業支援補助金	農泊ビジネス起業支援事業	秋田県で農泊ビジネスを起業しようとする者	様式第24号(その12)
13 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	土地改良施設維持管理適正化事業 施設改善対策事業 安全管理施設整備対策事業	土地改良事業団体連合会	様式第24号(その13)
14 高収益作物関連支援事業費補助金	1 高収益作物導入計画策定事業 2 高収益作物関連支援事業	1 市町村又は土地改良区 2 市町村又は土地改良区等	様式第24号(その14)
15 農業水利施設保全合理化事業費補助金	水利施設整備事業(管理省力化施設整備事業)	市町村又は土地改良区等	様式第24号(その15)
16 土地改良施設突発事故復旧事業費補助金	土地改良施設突発事故復旧事業(補助)	市町村又は土地改良区等	様式第24号(その16)
17 団体営農業水路等長寿命化事業費補助金	団体営農業水路等長寿命化事業	市町村又は土地改良区等	様式第24号(その17)

別表第4 概算払(前金払)できる補助金の種類

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業者	概算払・前金払の率又は額	交付時期
32 団体営戦略作物生産拡大基盤整備促進事業費補助金	団体営戦略作物生産拡大基盤整備促進事業費補助金	土地改良区又は市町村等	出来高が補助事業費の5/10以上ある場合において出来高に相当する補助金額(以下「出来高相当補助金額」という。)の9/10 ただし、繰越承認を受けた場合年度内出来高の10/10	出来高による
33 農業水利施設保全合理化事業費補助金	水利施設整備事業(管理省力化施設整備事業)	市町村又は土地改良区等	出来高が補助事業費の5/10以上ある場合において出来高に相当する補助金額(以下「出来高相当補助金額」という。)の9/10 ただし、繰越承認を受けた場合年度内出来高の10/10	出来高による
34 土地改良区区域拡大支援事業費補助金	農業水利管理体制強化支援事業(土地改良区区域拡大支援事業)	市町村	交付決定額の10/10以内	
35 中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金	市町村	交付決定額の10/10以内	
36 中山間地域等直接支払推進交付金	市町村推進事業 推進組織推進事業	市町村 推進組織		
37 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	土地改良事業団体連合会	交付決定額の1/4以内	四半期ごと
38 里地里山保全活動支援事業費補助金	里地里山のサポート活動支援事業	認定地域の農業者等で組織される団体 市町村、土地改良区	交付決定額の10/10以内	
39 農泊ビジネス起業支援補助金	農泊ビジネス起業支援事業	秋田県で農泊ビジネスを起業しようとする者	交付決定額の9/10以内	

別表第5 知事から地域振興局長に対し事務を委任する補助金

別表第5 知事から地域振興局長に対し事務を委任する補助金

基盤整備促進事業費補助金
土地改良事業設計費補助金（市町村分に限る）
農村振興総合整備実施計画費補助金
農村振興総合整備統合補助事業費補助金
農業集落計画策定調査計画費補助金
農業集落排水事業費補助金
中山間地域総合整備事業実施計画費補助金
中山間地域総合整備事業費補助金
農村振興基本計画策定費補助金
団体営ため池等整備事業費補助金
県単小規模土地改良事業費補助金
高度土地利用調整事業補助金（調査・調整事業）
高度経営体面的集積促進事業費交付金
中心経営体農地集積促進事業費交付金
基幹水利施設管理事業費補助金
地方拠点都市地域関連農村整備推進調査費補助金
地域用水機能増進事業費補助金
農村環境計画策定費補助金
ほ場整備関連生態系保全連携事業費補助金
むらづくり支援事業費補助金
担い手育成農地集積事業費補助金
地域環境保全型農業推進総合整備事業費補助金
多面的機能支払交付金
多面的機能支払推進交付金
水利施設管理強化事業費補助金
団体営農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金
団体営戦略作物生産拡大基盤整備促進事業
県営造成施設等突発事故復旧支援事業
農業水利施設保全合理化事業（管理省力化施設整備事業）
中山間地域等直接支払交付金
中山間地域等直接支払推進交付金
中山間地域所得向上支援事業費補助金
里地里山保全活動支援事業費補助金
高収益作物関連支援事業費補助金
団体営農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金
土地改良施設突発事故復旧事業費補助金
団体営農業水路等長寿命化事業費補助金
スマート田んぼダム実証事業補助金
中山間地域農業活性化計画策定支援事業費補助金
土地改良区統合整備促進事業費補助金
土地改良区区域拡大支援事業費補助金
県単遊休農地再生利用事業費補助金
未来へつなぐ元気な農山村創造事業
団体営実施計画策定事業費補助金
土地改良区電気料金等緊急支援事業費補助金
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業費補助金
農業水利施設安全管理事業費補助金
最適土地利用総合対策事業費補助金
農業生産基盤保全計画等策定事業費補助金（土地改良区分に限る）
水利施設管理強化事業費補助金（渇水・高温対策）
渇水応急対策事業費補助金
営農型太陽光発電モデル支援事業費補助金

様 式

## 様 式

様式番号	名 称	関 係 条 項
第1号	補助金交付申請書	第2条第1項
第2号	経費の配分及び事業計画（実績）の概要	第2条第2項、第6条第2項 第10条第2項
(その1)	別表第1の補助金の名称欄の1から3及び11、29、 30、34、36、37、55、60の補助金に係る事業の場合 (補助金の名称1のうち、農地耕作条件改善事業(簡易型)を除く)	
(その2)	農村振興総合整備統合補助事業・田園整備事業の場合	
(その3)	農村振興基本計画策定事業の場合	
(その4)	土地改良施設維持管理適正化事業の場合	
(その5)	農業集落排水事業の場合	
(その6)	土地改良区統合整備促進事業・活性化構想策定事業・土地 改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業・農業生産基盤保全計 画等策定事業の場合	
(その7)	農村振興総合整備実施計画策定事業・中山間地域総合整備 実施計画策定事業の場合	
(その8)	中山間地域総合整備事業・基幹水利施設管理事業の場合	
(その9)	農業集落計画策定調査計画事業の場合	
(その10)	農村環境計画策定事業の場合	
(その11)	担い手育成農地集積事業・高度土地利用調整事業（調査・ 調整事業）・高度経営体面的集積促進事業・中心経営体農 地集積促進事業・ほ場整備関連生態系保全連携事業の場合	
(その12)	地方拠点都市地域関連農村整備推進調査の場合	
(その13)	地域用水機能増進事業の場合	
(その14)	団体営ため池等整備事業の場合	
(その15)	むらづくり支援事業の場合	
(その16)	土地改良区区域拡大支援事業の場合	
(その17-1)	多面的機能支払交付金の場合	
(その17-2)	多面的機能支払推進交付金の場合	
(その18)	県営造成施設等突発事故復旧支援事業・中山間地域農業活性化計画 策定支援事業の場合	
(その19-1)	団体営戦略作物生産拡大基盤整備促進事業の場合	
(その19-2)	農地耕作条件改善事業(簡易型)・高収益作物関連支援事業の場合	
(その20-1)	水利施設整備事業（管理省力化施設整備事業）の場合 （農業水利施設保全合理化事業の場合）	
(その20-2)	水利施設整備事業（管理省力化施設整備事業）の場合 （農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合）	
(その21)	中山間地域等直接支払交付金の場合	
(その22)	中山間地域等直接支払推進交付金の場合	
(その23)	中山間地域所得向上支援事業費補助金の場合	

(その24)	里地里山保全活動支援事業費補助金の場合	
(その25)	農泊ビジネス起業支援補助金の場合	
(その26)	土地改良施設突発事故復旧事業費補助金の場合	
(その27)	団体営農業水路等長寿命化事業費補助金の場合	
(その28)	スマート田んぼダム実証事業補助金の場合	
(その29)	県単遊休農地再生利用事業費補助金の場合	
(その30-1)	団体営ため池等整備事業（情報通信環境整備対策事業補助金）の場合	
(その30-2)	団体営ため池等整備事業（農業生産基盤情報通信環境整備事業費補助金）の場合	
(その31)	未来へつなぐ元気な農山村創造事業費補助金の場合	
(その32)	災害時等農業用排水機能確保支援事業費補助金の場合	
(その33)	土地改良区電気料金等緊急支援事業費補助金の場合	
(その34)	農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業費補助金の場合	
(その35)	農業水利施設安全管理事業費補助金の場合	
(その36)	最適土地利用総合対策事業費補助金の場合	
(その37)	ため池フォーラム開催事業費補助金の場合	
(その38)	濁水応急対策事業費補助金の場合	
(その39)	営農型太陽光発電モデル支援事業費補助金の場合	

様式番号	名 称	関 係 条 項
第3号	収支予算書	第2条第2項、第6条第2項
第4号	代表者選任届	第2条第2項
第5号	財産管理台帳	第3条
第6号	代表者名義変更届	第3条
第7号	補助金交付決定通知書	第4条
第8号	着手（完了）届	第5条
第9号	変更承認申請書	第6条第1項
第10号	事業承認申請書	第6条第3項
第11号	補助金変更交付決定通知書	第7条
第12号	補助事業状況報告書	第8条
第13号	補助金概算払（前金払）申請書	第9条第2項
第14号	請求書	第9条第2項、第11条
第15号	実績報告書	第10条第1項
第16号	請負及び竣工検査調書	第10条第2項
第17号	収支精算書	第10条第2項
第18号	財産調書	第10条第2項
第19号	消費税等仕入控除税額報告書	第10条第4項
第20号	補助金確定通知書	第12条
第21号	財産購入承認申請書	第14条第2項
第22号	財産目的外利用承認申請書	第14条第3項
第23号	財産処分承認申請書	第14条第4項
第24号	交付決定前着手届・着工届	
（その1）	多面的機能支払推進交付金の場合	第5条
（その2）	中山間地域等直接支払推進交付金の場合	第5条
（その3）	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業	第5条
（その4）	基盤整備促進事業	第5条
（その5）	土地改良事業費設計費補助金	第5条
（その6）	農業集落排水事業	第5条
（その7）	中山間地域所得向上支援事業費補助金	第5条
（その8）	里地里山保全活動支援事業費補助金	第5条
（その9）	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金	第5条
（その10）	土地改良区施設・財務等管理強化支援事業費補助金	第5条
（その11）	土地改良区統合整備促進事業費補助金	第5条
（その12）	農泊ビジネス起業支援補助金	第5条
（その13）	土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	第5条

年 月 日

（あて先）秋田県知事

住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつては代表者職氏名）

### 補助金等の交付について（申請）

年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称  
（地区名）
- 2 補助金等の使用目的
- 3 補助事業等の種類
- 4 補助金等申請額        ¥
- 5 補助事業等の実施期間
- 6 経費の配分及び事業計画の概要（別紙）
- 7 収支予算書（別紙）
- 8 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
  - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
  - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（注）（1） 1及び3は、要綱別表第1に掲げる事項と同一のものであること。

（2） 2は、要綱別表第1に掲げる「補助金等交付の目的」の事項を参考にして記入すること。

様式第2号（第2条第2項、第6条第2項、第10条第2項）

（その1）別表第1の補助金の名称欄の1から3及び11、29、30、34、36、37、55、60の補助金に係る事業の場合（補助金の名称1のうち農地耕作条件改善事業（簡易型）を除く）経費の配分及び事業計画（実績）の概要

経費の配分及び事業計画（実績）の概要

事業名	地区名 (事業主体)	総 量		前年度まで		本 年 度						翌年度以降		備 考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国 庫 補助金	国 庫 補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
費 目	工 種									都道府 県 費	市町村費	土地改良区 その他			
工 事 費			円		円		円			円	円	円		円	受益面積 h a
純工事費															施行年度 年度 年度  工 期 年 月 年 月
工事雑費															
小計															施設の 予 定 管理者
事業主体 事務費															
計															

- (注) 1 施設・財務管理強化対策事業の場合は、本年度の事業量欄に専門指導員設置数及び指導（予定）地区数を記載すること。  
 2 受益農地管理強化対策事業の場合は、本年度の事業量欄に指導地区数を記載すること。  
 3 国土調査事業の場合は、申請の都度送付される様式による。

(その25) 農泊ビジネス起業支援補助金の場合

農泊ビジネス起業支援補助金実施要領に定める

様式第7号 補助金等交付決定通知書(第4条)

指令一

年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事 印

年 月 日付第 号で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1. 交付決定金額 円

交付決定金額の内訳

補助(交付金)対象 事項	事業費	交付決定額		自己負担金
		国庫補助金等	県補助金等	
	円	円	円	円

2 補助事業等の目的

3 交 付 条 件 秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱に従うこと。

## 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

住所(法人にあつては事務所の所在地)

氏名(法人にあつては代表者職氏名)

年 月 日付第 号をもって決定を受けた補助金等の交付条件について変更  
(中止・廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金等の名称  
(地区名)
- 2 変更(中止・廃止)理由
- 3 交付決定額
- 4 変更後申請額
- 5 経費の配分及び事業計画概要(別紙)
- 6 収支予算書(別紙)
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
  - (1)責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2)担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3)連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

様式第11号 補助金等変更決定通知書(第7条)

指令 一  
年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事 印

年 月 日付第 号をもって通知した補助金等の交付決定を次のとおり取り消し(変更)することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知します。

- 1 取消し(変更)する事項
- 2 取消し(変更)の範囲
- 3 取消し(変更)の理由
- 4 取消し(変更)による新たな条件

交 付 額

項目	変更前				変更後			
	事業費	補助金等	内訳		事業費	補助金等	内訳	
			国費	県			国費	県

年 月 日

(あて先)秋田県知事

住所(法人にあつては事務所の所在地)

氏名(法人にあつては代表者職氏名)

## 補助金等の概算払(前金払)について(申請)

年 月 日付指令 により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助(交付)の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算払(前金払)を受けたく申請します。

1 補助金等の名称  
(地区名)

2 補助事業等の種類

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 補助金等の決定額 ¥

5 既 受 領 額 ¥

6 今回請求額 ¥

7 概算払(前金払)申請理由

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

# 請 求 書

(概算払・前金払)

年 月 日

(あて先)秋田県知事  
(または地方公所の長)

債権者 住 所  
( T E L )  
商号又は名称  
氏 名

次のとおり請求します。

請 求 金 額 ¥ \_\_\_\_\_

内 訳	契 約 ( 指 令 ) 金 額	¥
	前 回 受 領 額	¥
	今 回 請 求 額	¥
	今 後 請 求 予 定 額	¥
経費の内訳		
( 年 月 日付け指令第 号による補助金等)		
支払方法	口座振替払 ・ 隔地払 ・ その他 ( )	
口座振替払の振込銀行及び 口 座 番 号	銀行 支店	普・当
隔地払の支払場所	銀行 支店	
摘 要		
本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)		

様式第17号 収支精算書

収入の部

(単位 円)

収入の部	本年度 精算額	本年度 予算額	差引増減		適要
			増	減	
計					

支出の部

(単位 円)

支出の部	本年度 精算額	本年度 予算額	差引増減		適要
			増	減	
計					

様式第18号 財産調書(第10条第2項)

財 産 調 書														
事業名	地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検 収 又 は 取得年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
									耐用年数	処分制限 年 月 日	処 分 の 種 別	処 分 年 月 日	補助金等 返 還 額	

(注) 記載例

			用 ( 排 水 路 )		L=400		5,000,000		35					
			ヒュームパイプ	φ 500	L=100	20,000	2,000,000		35					
			ベンチフリューム	400型	L=100	6,000	600,000		35					
			塩 ビ 管	φ 400	L=10,000	1,000,000			10					
			大型フリューム	1000×700	L=14,000	1,400,000			35					
			揚 ( 排 ) 水 揚 場		一式	〇〇〇	〇〇〇		60					
			建 揚 水 屋 機	木造平屋建	A=10	〇〇〇	〇〇〇		16					
			送 水 路	鋼管φ400	A=10	〇〇〇	〇〇〇		30					
			吸 水 槽	鉄筋コンクリ造	一式	〇〇〇	〇〇〇		60					
			た め 池	コンクリート ブロック造	A=700	〇〇〇	〇〇〇		30					
			農 道	アスファルト舗装 全幅5m車道4m	L=1000	〇〇〇	〇〇〇		10					

番 号  
年 月 日

秋田県知事

団体名

代表者 職 氏名

〇〇年度農泊ビジネス起業支援補助金に係る交付決定前着手届について(報告)

〇〇年度に交付対象計画として承認された次の事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出します。

1 事業名

2 事業内容

3 事業費

4 事業実施主体

5 着工予定年月日

6 竣工予定年月日

7 着手を要する理由

8 補助金交付決定前着手の条件

(1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

(2) 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

(3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと。

9 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)